

明監報第2号

都市局（道路安全室）定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和2年3月25日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 辰 巳 浩 司

同 穂 原 成 人

都市局（道路安全室）定期監査の結果について

1 監査の対象部局

道路安全室

道路総務課 道路整備課 交通安全課

2 監査の期間

令和元年11月28日から令和2年3月25日まで

3 監査の対象範囲

平成30年度における財務に関する事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて平成30年度以外の事務も監査の対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行等
- (2) 現金等取扱事務
- (3) 収入事務
- (4) 支出事務
- (5) 補助金事務
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) その他

5 監査の方法

道路安全室各課から、予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求め、所管する事務についてリスク評価を行い、評価結果に基づき重点項目を選定し、予算及び関係法令等に基づき適切に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、おおむね

適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

また、今回の監査は、リスク評価の結果に基づき選定した重点項目について、その一部を抽出して実施したものである。このため、所管課におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

(1) 単価契約による道路維持補修工事について

道路安全室では、施設の老朽化や災害等から道路機能を早期に回復させることなどを目的として、単価契約による維持補修工事を行っている。

単価契約による工事は、設計・契約手続を省略し、指示書のみで着手することができるため、年間を通して発生する小規模又は緊急性のある事態に対して、所管課が迅速に対応することが可能となるものである。

しかしながら、平成28年度の定期監査において、本来、総価契約すべき工事を単価契約で執行している事例が見受けられたことから、改善措置を講じられるよう求めたところである。

この指摘を受け、道路安全室では、単価契約本来の趣旨に鑑みて、工事の内容、規模及び緊急性の度合いを十分に考慮し、適正な執行に努めると回答され、所属職員への周知・指導を含め、改善を進められているところである。

このような中、今回の定期監査において、未だ総価契約すべき工事を単価契約で執行しているなど、単価契約の適用を適正に行われていない事例が散見された。

単価契約による工事の施行にあたっては、工事の規模や内容、緊急性の度合いなどを十分に考慮し、適用範囲を厳密に精査し、適正な予算執行を行われるよう、今一度すべての所属職員に周知・徹底を図られたい。